

## 前漢における丞相の政治的地位について

### — 礼制における丞相の職責を中心として —

福永 善隆

#### はじめに

周知のように、中国では皇帝支配を實現し、維持するために、早くから官僚機構を高度に発達させてきたが、その正常な運営を維持する上で、重要な機能を果たしていたのが、監察制度であった。中国の監察制度は、それを担っていた御史の名を冠して、御史制度とも称される。

御史制度の基礎が整備された秦漢時代の御史については、櫻井芳朗氏をはじめとしてすでに多くの研究が行われている<sup>1)</sup>。ここでは、その画期は前漢武帝期に置かれるが<sup>2)</sup>、『漢書』卷一九上 百官公卿表上 丞相の條に、

武帝元狩五（前一八）年、初めて（丞相）司直を置き、秩比二千石、丞相を佐けて不法を擧ぐるを掌る。

とあるように、当該期には御史とは系統を異にし、丞相に属する監察官として丞相司直も設置されている。王勇華氏はこの点に着目して、丞相司直をも含めて当該期の監察制度の全体像を説明しようとした<sup>3)</sup>。そのなかで、王氏は、丞相司直が官吏の違法行為を糾弾することと官吏の選挙の虚実の督察等を対象とする監察官であり、丞相の指揮監督権の行使を輔佐していたと指摘された<sup>4)</sup>。この王氏の研究は長らく御史に研究が集中してきた秦漢時代の監察制度のなかで、それまで十分には追究されてこなかった丞相司直に注目した専論として重要であるが、そこには問題がないわけではない。すなわち、王氏の見解では、丞相司直は行政機構の内部で、官吏の日常の行動の調査から違法行為を見つけ、それを監察の根拠としていた

のに対し、御史中丞は行政機構の外部から文書を監察の主な手段としていたとして、その点に相違を見出すものの、両官はともに「行政監察」を担っていたとするように、その監察の対象を同質のものとして捉えている点である<sup>5)</sup>。

そこで、筆者はかつて、丞相司直・御史中丞に率いられた侍御史（前漢では専門的に監察を行う組織として「御史台」という呼称は未だ見られない。よって、以下、監察に携わった御史中丞及びその属下の侍御史の総体を便宜的に「侍御史」と称する）がそれぞれ弾劾を担当した事案を分析し、前者が贈収賄・職務怠慢等、正常な行政の運営を阻害する事案を担当していたのに対し、後者が大逆・不敬・不道等として処断される、礼制に関する事案を担当し、礼制秩序の維持に関わっていたとした（以下、前稿と称する）<sup>6)</sup>。また、別稿にて、大逆等が「正法」、すなわち律に成文がなく、そのため、判決例である比が重視され、比のないものは天子に裁断を仰がなければならぬとされていたことに着目し、「侍御史」が理念上、皇帝と一体化した存在として事案を処理していたからこそ、そのような事案に携わることができたとした（以下、後稿と称する）<sup>7)</sup>。

以上のように、前稿で明らかとした、「侍御史」の監察の特殊性が後稿によってより明確となったが、それにより、新たな問題が生じている。

すなわち、前稿では丞相の属官である丞相長史が「侍御史」と同様、大逆等の事案を担当していたことから礼制秩序の維持に関わっていたとしたが、もしそれらの事案の処理が天子の裁断を必要とするものであるならば、そもそも何故丞相長史はそれに関わることができたのか、また、そこには「侍御史」との差異は見られないのか、さらに追究しなければならぬであろう。

他方、丞相は「陰陽の調和」を掌るため、前漢後半期以降、日食や地震等の災異の発生を理由として罷免されるようになったことはよく知られている<sup>8)</sup>。例えば、影山輝国氏は、前漢後半期の丞相が「殿最」（官吏の勤務評定）を放棄し、「専ら陰陽の調和を掌る閑職」となったとされる<sup>9)</sup>。この

見解は、丞相が内朝の形成と尚書の台頭により権限が奪われて、宰相としての実権を失っていったとする前漢官僚機構の展開に関する通説的な理解に沿うものであるが<sup>10</sup>、そのなかで、「陰陽の調和」を掌るといふ職掌は実態のないものとされ、それ故に、その重要性が認められてこなかったといえるであろう。しかし、近年、丞相あるいはその後身である司徒をその一員とする三公が両漢を通じて一貫して宰相として位置づけられていたとする祝総斌氏をはじめとして、上の通説的な理解に対して疑義が呈されている<sup>11</sup>。そして、下倉渉氏は、災異の発生を理由とした宰相の罷免について、三公が天を感応させるといふ点で天子に相通する属性を備えていたことを示す、一つの証左として積極的に評価されているのである<sup>12</sup>。

なお、西嶋定生氏は、「陰陽を調和するとは、自然の摂理を司ることであり、自然現象にあらわれる天命の示頭を注目し、神秘に仕えることである」として、元帝期には丞相韋玄成等が主導した祭祀を中心とする礼制改革へとつながっていくとされる<sup>13</sup>。この西嶋氏の見解を敷衍すると、「陰陽の調和」は礼制と関連する職責として捉えることができる。このことを踏まえて考えると、礼制秩序の維持に関わる丞相長史の監察は丞相の政治的地位と関わる問題として具体的に追究しなければならない問題といえる。

本稿では以上のような問題意識に基づき、丞相長史の監察について再検討し、もって、前漢後半期における丞相の政治的地位を解明しようとするものである。

## 一．丞相長史の弾劾活動とその特徴―丞相司直と対比して―

「はじめに」で述べたように、前稿では「侍御史」は大逆・不敬・不道等、礼制秩序の維持と関連する事案に関わっていたが、丞相長史はこれと同様な事案を担当していたとした。その際作成した下の表一は、丞相長史が関わった事案をまとめたものであるが、これを見るとわかるように、そ

れらの事実はいずれも大逆・不敬・不道として弾劾されている。ここに挙げられた丞相長史の弾劾事案については前稿にて詳細に検討したが、ここでは別の視点から、さらにその性格について追究していきたい。

前稿にて、丞相長史が関わった事案と対比したのが、同じく丞相に属する監察官である丞相司直の弾劾事案であった。ここでは、丞相司直の弾劾事案について、贈収賄等、職務遂行において明確に法に触れる行為を行政上の違法行為、職務遂行における怠慢、あるいは過剰に専権を振るう越権行為を職務逸脱として大まかに分類して分析し、よって、丞相司直が宰相たる丞相を補佐して百官の行政執行に対する監察を担当していたとした。他方、丞相長史はそのような事案には関わっておらず、むしろ「侍御史」と同様、礼制秩序維持に関する監察を担っていたと結論づけたのである。丞相長史が「侍御史」と共に弾劾を担当した事案は見えるが、丞相司直・丞相史と共に担当した事案が見出せないことはその一つの傍証となる。

祝総斌氏は、丞相が宰相として行っていた百官の行政執行に対する監察と関連して、詔令に「如律令」・「如詔書」という文言を記す定例について、その検査の基準を表したものであるとする見解を提出されているが<sup>14</sup>、この点は丞相司直の弾劾事例からも確認できる。

すなわち、『漢書』卷八四 翟方進伝に、成帝期のこととして、

（翟）方進 陰に之を察す。（涓）勳 私に光祿勳辛慶忌を過り、又出でて帝舅成都侯（王）商に道路に逢ひ、車より下りて立ち、過ぐるを纏ちて、乃ち車に就く。是において、方進 其の状を擧奏し、因りて曰はく、臣聞く、國家の興るや、尊を尊びて長を敬す。爵位上下の禮は、王道の綱紀なり。春秋の義、上公を尊びて之を幸と謂ひ、海内焉を統べざるは無し。丞相 聖主に進見するに、坐に御すれば爲に起ち、輿に在れば爲に下る。羣臣 宜しく皆聖化を承順し、以て四方に視す。勳史 二千石にして、幸ひに使を奉ずるを得て、禮儀に遵はず、宰相を輕謾し、上莅らかなり。國體を墮ちて、朝廷の序を亂す。宜しく位に處るべからず。臣請ふ丞相に下して勳を免せん、と。

表一 丞相長史弾劾リスト

事案	時期	その他の官	被弾劾者	弾劾結果	出典
大逆	一 反逆	江都相	江都王	自殺	『漢書』卷五三 江都易王非伝
二 反逆・呪詛	哀帝期	御史中丞・二千石	東平王		『漢書』卷八六 王嘉伝
三 呪詛	哀帝期	侍御史・中謁者令・大鴻臚丞	馮太后	飲藥自殺	『漢書』卷九七下 外戚伝
四 坐の罵倒	武帝期	大鴻臚・御史丞・廷尉正	穎陰侯		『史記』卷一〇七 魏其武安侯列伝
五 無道行為	宣帝期		廣川王	廢勿王、与妻子徙上庸	『漢書』卷五三 広川恵王越伝
六 詔書の非議	宣帝期		長信少府	下獄	『漢書』卷七五 夏侯勝伝
七 無道行為	哀帝期	廷尉・大鴻臚・大鴻臚	梁王立	大赦	『漢書』卷四七 梁懐王揖伝
不道	宣帝期				
不敬	宣帝期				

※1 この件は実際に丞相長史が弾劾を行ったわけではないが、丞相長史が弾劾を行わなかったことにより、かえって弾劾されているため、丞相長史が弾劾すべき事案に含める。

表二 丞相司直・丞相史弾劾リスト

事案	時期	丞相司直	丞相史	被弾劾者	弾劾結果	出典
1 収賄(受所監贓)	昭帝期	○		御史大夫	左遷	『漢書』卷七八 蕭望之伝
2 罪の隠匿のための丞相脅迫(賊殺不辜、鞠獄故不以實)	宣帝期	○		京兆尹	要斬	『史記』卷九六 張丞相列伝 『漢書』卷七六 趙広漢伝
3 権力者へのおもねり	成帝期	○		司隸校尉	左遷	『漢書』卷八四 翟方進伝
4 権力者の請託を承諾(聴請)	成帝期		○	函谷関都尉	免官	『漢書』卷六〇 杜周伝
5 姦利	成帝期	○		少府	不能有所得	『漢書』卷六〇 杜周伝
6 姦利(贓)	成帝期	○		貴戚近臣		『漢書』卷八四 翟方進伝
7 姦利	成帝期	○	○	南郡太守	獄死	『漢書』卷七七 孫寶伝
8 職務怠慢(豫自設不坐之比・言遲疾無所在)	成帝期	○		司隸校尉	免官	『漢書』卷八四 翟方進伝
9 越権行為(所察過詔條)	哀帝期	○		豫州牧	免官	『漢書』卷七二 鮑宣伝

※ 丞相司直及び丞相史の担当した弾劾事件はすべて単独で行われたものであり、他の官と共同して担当した事例は見られない。

とあるように、当時丞相司直の任にあつた翟方進が司隸校尉涓勳を「幸ひに使を奉ずるを得て、禮儀に遵はず、宰相を輕謾し、上卿を賤易して、又節を誦げて度を失ひ、邪調常無く、色厲しくして内廷らかなり」として、弾劾している〔事案3〕（アラビア数字は表二において各事案に付した番号に対応する、以下同様）。この翟方進の弾劾は同書同伝の後文に、

時に太中大夫平當中に給事して奏言すらく、（翟）方進國の司直たるに、自ら敕正して以て羣下に先んぜずして、前に親ら令を犯して馳道の中を行く。司隸（陳）慶平心に舉劾するに、方進自ら責め悔ひずして内に私恨を挾み、慶の從容の語言を伺記して、詆欺を以て罪を成す。後に丞相（薛）宣一不道の賊を以て、據を遣はして司隸校尉を督趣せんと請ふ。司隸校尉（涓）勳自ら奏して朝廷に暴なり。今方進復た勳を舉奏す。議者以爲へらく、方進道德を以て丞相を輔正せず、苟も大臣に阿助して、必ず勝ちて威を立てんと欲す。宜しく其の原を抑絶すべし。勳素行公直にして、姦人の惡む所なり。少しく寛假して、其の功名を遂げしむべし、と。上方進の擧ぐる所科に應ずるを以て、逆詐を用て正法を廢するを得ず。遂に勳を貶して昌陵令と爲す。方進旬歲の間にして兩司隸を免ず。朝廷是に由り之を憚る。

とあるように、太中大夫平當よりそれを不当とする意見も提出されたが、結局、翟方進の主張が認められ、涓勳は昌陵令に左遷されている。このように、その弾劾が認められたのは、それが「科に應ずる」ためであつた。

また、同書卷七二鮑宣伝に、哀帝期のこととして、

歲餘にして、丞相司直郭欽奏すらく、（鮑）宣舉錯煩苛にして、二千石に代はりて吏を署し訟を聽き、察する所詔條を過ぐ。

とあるように、丞相司直郭欽は当時豫州牧の任にあつた鮑宣を「察する所詔條に過ぐ」として弾劾している〔史料9〕。周知のように、前漢において刺史の監察対象は、「六條詔條（六條問事）」により定められていた<sup>15</sup>。右の史料は鮑宣の監察がこの規定を越えていたため、彼が越權行為を犯したとして弾劾されたものと考えられる。

この二つの事例からは丞相司直の弾劾が「科」や「詔條」等の明確な基準に基づいて行われていたことが窺われる。その他の事例について、紙幅の關係上、詳論することはできないが、「受所監臧」<sup>16</sup>〔事案1〕、「鞠獄故不以實」<sup>17</sup>〔事案2〕、「聽請」<sup>18</sup>〔事案4〕、「臧」<sup>19</sup>〔事案6〕はいずれも律令に規定された法制用語であることを考えると、それぞれ律令に則つて処理されたと考えられる。

ただし、「豫め自ら坐せざるの比を設（豫自設不坐之比）」<sup>1</sup>け、「遲疾を言ひて所在無（言遲疾無所在）」<sup>2</sup>いとして弾劾する〔事案8〕は検討する余地がある。それは同書卷八四翟方進伝に付された顔師古注に、

（顔）師古曰はく、既に自ら坐せずと云ひ、又遲疾を言ひて所在無し。此の二條法において皆不敬と爲す。

とあるように、この二條はいずれも不敬と規定されていたとあるためである。このことからすると、不敬について律令には正文がないとされる不道と同列に論じる、筆者の議論と矛盾が生じるようにみえるかもしれない。ただし、水間大輔氏は、不敬と接続する大不敬について、律令と礼の二つを法源とするため、両者の間で事案の解釈に矛盾が生じることもあつたとする一方で、律令ではいわば例示として、ごく一部を大不敬として定義するに留め、後は礼に任せただけとされている<sup>20</sup>。この水間氏の指摘を踏まえて考えると、管見の及ぶ限り、丞相司直が關係した事案はいずれも律令に明確に定義された事案であつたと考えられる。

以上、丞相司直が弾劾に關つたのはいずれも「律」・「科」・「詔條」等、明確な基準に則つて処理できる事案であつたことが確認できるが、このことを踏まえて考えると、正法に位置づけられない大逆等の事案を処理していた、丞相長史の弾劾との差異は一層際立ってくる。

前稿にて、「侍御史」には廷尉や光祿勳・大鴻臚及びその属官とともに「雑治」する事例が多く見られることを指摘したが、それに対して、表二から見てもわかるように、丞相司直・丞相史には単独で弾劾を行う事例しか見られない。この点も明確な基準に基づき処理していた丞相司直と比べ

て、「侍御史」が「正法」に位置づけることのできない事案に関わっていたため、より慎重に調査する必要があったと考えると理解できる。とすれば、丞相長史の事例のほとんどが雑治であることは示唆的であろう。

では、このような丞相長史の活動はどのように捉えればよいのであろうか。丞相長史については、『漢書』百官公卿表等はその官名及び官秩の記載があるだけで、具体的な職掌については記されていない。故に、従来、丞相長史が監察・弾劾の一端を担ったとは考えられてこなかった。例えば、安作璋・熊鉄基両氏は、丞相長史が主に丞相を補佐して丞相府の諸曹の事務を処理していたとされている<sup>21</sup>。王勇華氏もこの見解に従い、丞相長史と丞相司直がそれぞれ行政と監察を分担していたとされている<sup>22</sup>。

王氏が指摘されているように、丞相長史がその職掌の一端として、丞相の補佐として諸曹の事務を掌っていたことは確かであろう<sup>23</sup>。その点について、筆者は否定するものではない。しかし、『漢書』卷七五 夏侯勝伝に、宣帝が武帝のために廟樂を定めようとして大議を行った際、夏侯勝がそれに反対したときのこととして、

宣帝 初めて位に即き、先帝を褒せんと欲し、丞相・御史に詔して曰はく、朕 眇身を以て、遺徳を蒙り、聖業を承け、宗廟を奉じ、夙夜惟だ念ふ。孝武皇帝 仁誼を躬らし、威武を厲まし、北のかた匈奴を征するに、單于 遠遁し、南のかた氏羌・昆明・甌駼・兩越を平げ、東のかた歳・貉・朝鮮を定め、地を廓き境を斥け、郡縣を立て、百蠻 率服し、塞を款き自ら至り、珍貢もて宗廟に陳ね、音律を協し、樂歌を造り、上帝に薦め、太山を封じ、明堂を立て、正朔を改め、服色を易へ、聖緒を明開し、賢を尊び功を顯はし、滅ぶを興し絶ゆるを繼がせ、周の後を襲じ、天地の禮を備へ、道術の路を廣くす。上天 報況し、符瑞並びに應じ、寶鼎 出でて、白麟 獲られ、海 鉅魚を效し、神人 並びに見はれ、山 萬歳を稱ふ。功德の茂繁にして、盡く宜ぶること能はず。而るに廟樂 未だ稱はず、朕 甚だ悼む。其れ列侯・二千石・博士と與に議せ。是において、羣臣 廷中に大議し、皆曰はく、宜しく詔書のこ

とくすべし」と。長信少府（夏侯勝 獨り曰はく、武帝 四夷を攘ひ土を廣め境を斥くの功有り」と雖も、然も多く士衆を殺し、民の財力を竭くし、奢泰に度亡く、天下 虚耗して、百姓 流離し、物故する者 半ばたり。蝗蟲 大いに起り、赤地 數千里、或ひは人民 相ひ食み、畜積 今に至るも未だ復せず。德澤を民に亡へば、宜しく爲に廟樂を立つべからず。公卿 共に勝を難じて曰はく、此れ詔書なり」と。勝 曰はく、詔書 用ふべからざるなり。人臣の諛、宜しく直言正論すべくして、苟に意に阿り指に順ふを非とす。議 已に口より出づれば、死すと雖も悔いず。是において、丞相（蔡 義・御史大夫（田 廣明、勝 詔書を非議し、先帝を毀ち、不道なりと劾奏し、及び丞相長史黃霸 勝に阿縦し、舉劾せず、俱に獄に下る。

とあるように、丞相及び御史大夫が夏侯勝を不道として弾劾したが、その際、丞相長史黃霸は弾劾せず、そのため、逆に夏侯勝におもねったとして弾劾され、獄に下っている「事案七」（漢数字は表一にて各事案に付した番号に対応する、以下同様）。このことから、丞相長史には、そもそもこの夏侯勝の「詔書を非議し、先帝を毀つ」事案を弾劾する義務があったと考えられる。王氏は、この事案について、大逆・不敬等、王朝の礼制秩序を転覆させる行為の弾劾は監察官の職責ではなく、あらゆる官吏の責任であったとされる<sup>24</sup>。しかし、同書卷八九 黃霸伝に、この事案の経緯について、

（黃霸）丞相長史を守り、公卿の廷中に大議し長信少府夏侯勝の詔書を非議し大不敬なるを知るに、霸 阿縦して舉劾せざるに坐し、皆廷尉に下され獄に繋かれ死に當す。

と、「公卿 廷中に大議する」際に、夏侯勝の事件を知ったとあるように、これが大議で起こった事件であった点を考慮する必要がある。大議については、同書同伝に付された顔師古注に、

（顔）師古曰はく、大議、總會議なり。

とあり、そこでは皇帝の廢立・祭祀・辺事（外交）・軍事・三公人事・高級裁判等、皇帝主権の中枢に関わる議題が議論された<sup>25</sup>。さらに、渡辺信

一郎氏は、大議には三公九卿の長官・次官も出席することになっていたと指摘されている<sup>26</sup>。この指摘を踏まえて考えると、黄覇は丞相府の次官として大議に参席していたと考えられる。渡辺氏は「すべての大議について言えるわけではないが」と留保をつけてはいるものの、漢代の大議には皇帝が参加し、ときには会議を指揮していた<sup>27</sup>。ただし、大庭脩氏は、「漢王朝の重大事に関して朝議が行なわれたことは史書に例が多いが、内容は諸侯王の封建、反乱者の判決、法の改正、新政策の方途の決定など多岐にわたり、問題が発生すると皇帝が朝議に諮問する形式をとり、丞相が朝議を主宰するのが通常であった」と指摘されている<sup>28</sup>。この大庭氏の見解を裏付ける史料として、『続漢書』百官志 百官一 司徒の條に付された劉昭注に、

應劭曰はく、此れ然らず。丞相の舊位 長安に在る時、府に四出門有り、時に隨ひて事を聴く。明帝 本より之に依らんと欲し、太尉・司空に迫るも、但だ東西門を爲すのみ。國に大議有るごとに、天子の車駕親しく其の殿に幸す。

とあるように、後漢の大議は司徒府内、百官朝会殿にて開かれていた<sup>29</sup>。渡辺信一郎が指摘しているように、後漢とは異なり、前漢の大議は未央宮前殿で行われており、よって、朝政の構造にも相違点は見られる<sup>30</sup>。ただし、前掲した『漢書』夏侯勝伝の記事によると、この大議は「丞相・御史」に詔が下されて開かれたものであり、また、「公卿 共に勝を難して曰はく」とあるように、公卿が中心となつて運営されたものと考えられる。以上の想定に大過ないとすると、宰相たる丞相が主宰して開かれた大議において、その次官である丞相長史は特別な位置づけにあつたと考えられる<sup>31</sup>。すなわち、丞相を輔佐して大議を円滑に運営するために、丞相長史がこの大議の監察を担わされており、彼はそのような立場にあつたからこそ夏侯勝の詔書に対する非議を弾劾しなかつたことが取り立てて問題とされたに他ならないと考えられるであろう。このように考えてくると、黄覇を一般の官僚と同列に論じることができない。

以上のことから、丞相長史は丞相の属官であるにも関わらず、その弾劾・監察の性格は丞相司直・丞相史よりも「侍御史」のそれに近いことが窺われる。丞相長史が「侍御史」と共に弾劾を担当した事案はみえるが、丞相司直・丞相史と共に担当した事案が見出せないことはその一つの傍証となるであろう。

では、丞相府の次官にすぎない丞相長史と皇帝に直屬する「侍御史」の監察には、差異は見られないのであろうか。

前稿で述べたように、丞相長史の事例はそのほとんどが「雑治」におけるものであつたことから丞相長史の監察は「雑治」において、重要な位置を占めるものであつたと考えられるが、他方、「事案四」・「事案六」は丞相長史が単独で担当している。

「事案四」については、『史記』卷一〇七 魏其武安侯列伝に、武帝元光四（前一三二）年に、当時丞相であつた田蚡が燕王の女を娶つたときのこととして、

丞相 燕王の女を取りて夫人と爲す。太后の詔有り、列侯宗室を召し皆往きて賀せしむ。……坐 乃ち起ちて衣を更へ、稍稍去る。魏其侯去らんとして、灌夫を磨きて出でしむ。武安（田蚡）遂に怒りて曰はく、此 吾の灌夫を驕らすの罪なり。乃ち騎をして灌夫を留めしむ。灌夫出でんと欲するも得ず。籍福 起ちて爲に謝し、灌夫の項を案じて謝せしむ。夫 愈い上怒り、謝するを肯んぜず。武安 乃ち騎を磨きて夫を縛して傳舎に置き、長史を召して曰はく、今日宗室を召すは、詔有ればなり、と。灌夫の坐を罵るを効して不敬とし居室に繋ぐ。

とある。ここでは丞相長史は丞相に命じられて、灌夫を弾劾し、その結果、灌夫は「坐中を罵」つたため、不敬とされている。

また、上述したように、「事案六」は、公卿が列席し、丞相が主宰する大議であつた。それに対して、「事案四」は丞相武安侯田蚡が主宰し、「詔」によつて開かれた慶賀の宴であることを考えると、この二つの事案はいずれも丞相が主宰する場で起こつたものであつたことになる。この点を踏ま

えると、丞相長史の弾劾・監察活動は「侍御史」とは異なり、丞相との関係に基づき、限定的な形で行われていたことになる。

ここで、節を改めて次節では、このような丞相長史の弾劾・監察活動と丞相の職責との関係について、さらに追究していきたい。

## 二、丞相の職責と礼制秩序維持

### ― 丞相の政治的地位と関連して ―

筆者は前稿にて、丞相長史の監察について、礼制面において丞相を補佐し、礼制秩序を維持するものであったと結論つけた。

すなわち、『史記』卷五六 陳丞相世家に、文帝が政務について右丞相周勃・左丞相陳平の二人に尋ねたときのこととして、

居ること之を頃くして、孝文皇帝 既に益ます國家の事に明習し、朝して右丞相(周)勃に問ひて曰はく、天下の一歳の決獄は幾何ぞ、と。勃謝して曰はく、知らず、と。問ふ、天下の一歳の錢穀の出入は幾何ぞ、と。勃又知らずと謝す。汗出でて背を沾し、對ふること能はざるを愧づ。是において、上亦左丞相(陳)平に問ふ。平曰はく、主者有り、と。上曰はく、主者は誰を謂ふや、と。平曰はく、陛下即し決獄を問はば、廷尉を責めよ。錢穀を問はば、治粟内史を責めよ、と。上曰はく、苟くも各おの主者有れば、君の主る所の者は何事ぞや、と。平謝して曰はく、主臣、陛下其の驚下を知らず、宰相に待罪せしむ。宰相は、上は天子を佐け陰陽を理め、四時を順にし、下は萬物の宜を育み、外は四夷諸侯を鎮撫し、内は百姓を親附し、卿大夫をして各おの其の職に任ふるを得しむ、と。孝文帝 乃ち善しと稱す。右丞相 大いに慙ぢ、出でて陳平を讓めて曰はく、君 獨り素より我に對を教へず、と。平笑ひて曰はく、君 其の位に居り、其の任を知らざるや。且つ陛下 即し長安の中の盜賊の數を問はば、君 疆ひて對へんと欲するや、と。是において、絳侯 自ら其の能の平に如かざること

遠きを知る。

とあるように、宰相たる丞相の職責は「下は萬物の宜を育み、外は四夷諸侯を鎮撫し、内は百姓を親附し、卿大夫をして各おの其の職に任ふるを得しむ」とする行政面だけではなく、「天子を佐け陰陽を理め、四時を順」にする礼制面にも及んでいるためである。

また、『漢書』卷七四 丙吉伝に、宣帝期のこととして、

(丙) 吉 又嘗て出づるに、清道に羣鬪する者に逢ひ、死傷道に横たふ。吉之を過りて問はず。掾史 獨り之を怪しむ。吉 前みて行くに、人の牛を逐ふに逢ひ、牛 喘ぎて舌を吐く。吉 止駐して、騎吏をして、牛を逐ひて行くこと幾里なるやを問はしむ。掾史 獨り丞相 前後失問すと謂ひ、或ひは以て吉を譏る。吉 曰はく、民鬪ひて相ひ殺傷するは、長安令・京兆尹の職として當に禁備逐捕する所なり。歲竟らば丞相 其の殿最を課し、賞罰を奏行するのみ。宰相は小事に親しまざれば、當に道路において問ふべき所に非ざるなり。方に春は少陽の事を用ふれば、未だ大熱なるべからず。牛 近く行くも、暑きの故を用て喘ぐを恐る。此れ時氣節を失ひ、恐らくは傷害する所有るなり。三公は陰陽を調和するを典れば、職として當に憂ふべし。是を以て之を問ふ。掾史 乃ち服し、以へらく吉 大體を知る、と。

とあり、「三公は陰陽を調和するを典」と丙吉が述べており<sup>32</sup>、前漢後半期でも丞相の職責が礼制面にも及んでいたことは明らかである。

ただし、その礼制面の職責について、「はじめに」で述べたように、西嶋定生・影山輝国両氏等、通説に基づく理解では、前漢後半期以降、丞相の職責は陰陽の調和をはじめとする礼制に関わる職責に傾斜していったとされ、そのことが丞相が閑職化したことを示すものと捉えられてきた<sup>33</sup>。

ここでは前掲した『漢書』丙吉伝において、当時丞相の任にあった丙吉が「羣鬪する者」に出くわし、死傷者が出ているにもかかわらず、気にもとめていないことが「殿最」を放棄したと評価されたことにもよるが<sup>34</sup>、それに加えて、「陰陽の調和」をはじめとする礼制に関わる職掌について、

名目上の、実態のない職責にすぎないと捉えられていることにもよるようにも思われる。それに対して、下倉渉氏は、「陰陽の調和の担い手」たる三公の職責の重要性を指摘されている<sup>35</sup>。

後漢の記事ではあるが、『続漢書』五行志五に付された劉昭注に引かれた『風俗通』には、靈帝期に洛陽で起こった宮殿の門に矢が射かけられた事件について、

風俗通に曰はく、龍兄の陽より臘錢を求め、龍假り取ること繁敷なれば、頗る之を厭患し、陽錢千を與ふ。龍の意滿たず、陽の家を破らんと欲して、因りて弓矢を持ち玄武の東闕を射ること、三發、吏士呵して縛り首服せしむ。是に因りて中常侍・尚書・御史中丞・直事御史・謁者・衛尉・司隸・河南尹・雒陽令を遣はして、悉く發する所に會せしむ。(宓)劭時に太尉の議曹掾たり。公鄧盛に白すに、……今龍乃ち敢へて闕を射て、意慢にして事醜く、大逆に次ぐ。宜しく主る者を遣はして變狀を參問せしむべし。公曰はく、府は盜賊を主らざれば、當に諸府と相ひ候すべし、と。劭曰はく、丞相邴吉以爲へらく、道路の死傷は、既往の事にして、京兆・長安の職として窮逐する所なり、と。而して車を止め牛の喘ぎて舌を吐く者を問ふは、豈に人を輕んじて畜を貴ぶならんや。頗る陰陽和せず、必ず害する所有らんことを念ふ。掾史は爾れば乃ち悅服し、漢書は其の大體に達するを嘉す。今龍の犯す所は、然るに中外奔波す。邴吉は患を大豫に防ぐ。況んや已に形はれ昭晰たる者においてをや。明公は既に宰相の大任に處り、加ふるに兵戎の職を掌る。凡そ荒裔に在るは、之を大事と謂ふに、何ぞ目下に近くして逆節の萌を致す者有るや。……是において、公意に大いに悟り、令史を遣はして謝し、申して鈴下を以て應掾に規り自ら之を行はしめ、還りて具に條奏す。

とあるように、この事件の調査には、中常侍・尚書・御史中丞等、多くの官員が動員されている。佐藤達郎氏は、この事案について「大逆に次ぐ」

と述べる宓劭の言に着目し、それが天子を中心とする秩序の重大な侵害と認識されたため、特別に重視されたと指摘されている<sup>36</sup>。ここで、中常侍等が皇帝より派遣されてこの事件の調査に携わったのに対して、三公の一員である太尉鄧盛がそれとは別に独自に調査を行い、皇帝にその結果を「條奏」している点に注目したい。ここからは三公が「陰陽の調和の担い手」として主体的に活動していたことが窺われる。

また、この記事では、「府は盜賊を主らざれば、當に諸府と相ひ候すべし」として調査する必要がないと考える鄧盛に対して、その議曹掾であった宓劭が、前掲した丙吉伝にみえる邴吉(丙吉)の逸話を挙げながら、鄧盛が「宰相の大任に處」ることを強調し、その調査を求めたことをあわせ考えると、それが宰相の職責によるものであるとともに、いかに重要なものとして位置づけられていたかが窺われる。これは後漢の事案であり、しかも三公のなかでも「兵戎の職」にあった太尉の特殊性をも考慮する必要があるが、前稿で明らかにし、また第一節で見えてきたように、丞相長史が丞相の属官として、礼制秩序の維持に関係する事案に関わっていた点を踏まえて考えると、後漢の三公と同じく、前漢では宰相に位置づけられていた丞相も同様の「大任」を担っていたと考えられるであろう。

ただし、下倉氏は、天から受命した唯一の存在であり、天に対する最高の能動者である天子に対して、あくまでも天子の「臣」に他ならない三公は、陰陽調和の担い手であったとしても、それは「天子から任じられた官位とそれに付随する職責の結果」であったとされている<sup>37</sup>。第一節にて、丞相長史の監察・弾劾は丞相が主宰する場という、限定的な形で行われた点に「侍御史」との差異を見出したが、これは丞相長史があくまでも丞相の名代であったためであろう。

さらに、下倉氏が「陰陽の調和」を天人相関説との関連から「社会の絶対的な安定状態」とし、その担い手は民生を左右する治民の官であるとする指摘はさらに重要である<sup>38</sup>。この見解を敷衍すると、天譴たる災異を消伏するのに、実際の「治民」の是非が問題となることになり、前掲した『史



記』陳丞相世家・『漢書』丙吉伝に見られる、丞相の職責における行政的側面と礼制的側面は表裏一体のものとして捉えられるためである。

そもそも渡辺信一郎氏は、前近代中国の国制の特質について、「物理的強制を最終的な担保として、それを背景にしながら制度と機構による組織化をめざす法と、先王あるいは聖人が制定した伝統的な規範の体系としての社会的合意に基づく礼治とが相互に入り組んだ構造として中国専制国家の国制が具現」していたとし、それを「礼―法入り組み構造」と称されている<sup>39</sup>。そして、従来のように、法だけを問題とするだけではかなり一面的になっていくのではないかと問題を提起された上で、礼制を含めて包括的に理解する必要性を強調される。すなわち、法と礼とを不可分の構造として相互補完的に機能するものとして捉える渡辺氏の見解とここまでの考察をあわせ考えると、丞相にとって礼制に関わる職責を、実態のない職掌と安易に片付けてしまうことはできないであろう。

さらに、渡辺信一郎氏は、前漢の国制の展開のなかで、「礼―法入り組み構造」の形成について論じられている<sup>40</sup>。すなわち、秦の刑法・行政法を中核とする統治を基軸とする国制を受け継いだ前漢では、建国時に蕭何・韓信・張蒼・叔孫通によりそれぞれ整備された律令・軍法・章程・礼儀が統一的官僚制支配の諸装置として一層整備され、武帝期までにはその後積み上げられたさまざまな法制・儀礼とともに「行事（故事・法制）」を構成し、それが国制運営の根幹となっていた。他方、前漢後半期元帝期以降、儒家イデオロギーを中核とする「古制（古礼・古典）」を基礎にして国制の整備が行われていくが、それは郊祀や祭天儀礼等、礼制を中心とするものであり、具体的な国家の運営は、なお律令をはじめとする漢朝の「行事（法制）」によって果たされていた。その後、この元帝期を起点として始まった国制の改革は、後漢では「元始故事」と呼ばれ、そこでは礼と律とがともに統治の基本憲章として位置づけられるようになったとされている。

この渡辺氏の議論を踏まえて考えると、礼制は律令を補完するものとし

て、武帝期以降、前漢後半期に整備され、国家統治のなかでその重要性をますます高めていったといえるであろう。ここで、前掲した『史記』陳丞相世家と『漢書』丙吉伝の記事を比較してみると、丞相の職掌について、後者のほうが行政・礼制両面ともより具体的に表現されている。すなわち、後者は行政面の職責として「殿最」と「賞罰」を挙げ、礼制面として「時氣節を失ひ、恐らくは傷害する所有る」を「職として當に憂ふ」べきであるとその職責について具体的に述べられているのである。

上述したように、筆者はかつて、前稿にて、丞相司直は丞相による百官の行政執行の監察を補佐していたとした。そして、それを踏まえて、丞相司直の設置について論じた別稿で、武帝期に実質的郡県制に移行するのに伴い、全国一元的な人事制度が整備されていくなかで、丞相には適材適所に官僚を配置することが求められ、よって、丞相司直は監察を通して、行政面で丞相を補佐するために設置されたとした<sup>41</sup>。筆者のこの考えが大過ないものとするれば、武帝期を起点として百官の行政執行に対する監察を制度的に整備することにより、丞相の行政面での職責が強化されていったことになる。ここで、上述したように、丞相の行政面・礼制面の職責を密接不可分、かつ表裏一体のものとする、『漢書』丙吉伝において、一見すると、礼制を主務とするようにもみえる、丞相の礼制面における職責の強調は「礼―法入れ込み構造」が形成されていくなかで、その重要性が高まっていった結果と見ることもできるであろう。

このような背景のもと、丞相長史は丞相の名代として礼制秩序の維持に関わる監察・弾劾を担当していたと考えられる。

### おわりに

本稿では、丞相の政治的地位の総体的な理解を目指して、これまでその実態についてあまり追究されず、それ故に、その重要性が認められてこなかった、丞相の「陰陽の調和」をはじめとする礼制面での職責とその展開

を中心として、その行政面における職責との関係について追究してきた。

まず、丞相の次官である丞相長史は「侍御史」と同様、大逆・不敬・不道等として弾劾される事案に関わっていたことから、礼制秩序の維持に関わっていたと考えられる。ただし、その多くは他の諸官とともに「雑治」の形で行われており、丞相長史単独での活動は朝議等、丞相が主宰する場に限られていた。よって、その「雑治」における重要性とともに、丞相の名代として、その業務の一端を担っていたと考えられる。とすれば、この点にその権限の限界が見られるものの、丞相の属官にも「侍御史」と同様、礼制秩序の維持に関わる官が置かれていたことになる。

漢初以来、丞相には行政と礼制秩序の維持、両方面の職責が課されていたが、武帝期を起点とする儒家イデオロギーの浸透、さらにはそれに引き続き行われた前漢後半期の国制改革のなかで、礼が律とともに統治の基本憲章として位置づけられ、「礼—法入り組み構造」を形成し、それに伴い、丞相の礼制面における職責が具体化し、その重要性が高まっていった。丞相長史の監察・弾劾はこのような動きのなかに位置づけるべきである。

また、以上の点をさらに展開していくと、丞相の政治的地位とも関わる問題となる。すなわち、下倉渉氏は、丞相の後身たる司徒を二員とする「三公」が「陰陽の調和」を掌る職責を担っていたことから、彼らを「天子と同じく天を感応させる主体者」として、天子と同質の存在として捉えるものの、「天から受命した唯一の存在であり、天に対する最高の能動者」である天子に対し、陰陽の調和を掌る「三公」の職掌は「天子から任じられた官位とそれに付随する職責の結果」と考えなければならぬ点で、その職責には限界も見られるとする<sup>42</sup>。この点を踏まえて考えると、「侍御史」と同様、礼制秩序の維持に関わっていた丞相長史の監察・弾劾活動は、丞相が天子たる皇帝と同様の属性を有していたことにその根本的理由があることになる。また、その活動の場合は丞相が主宰する場に限られているが、それは上に述べた限界のためであろう。

さらに、渡辺信一郎氏は「礼—法入り組み構造」からなる中国前近代の

国制の特質について、「律令のような法によって運営される」非常に組織立った官僚制機構とそれを支える「王朝礼の身分あるいは人格を媒介とする君臣関係」の相互補充関係として理解されている<sup>43</sup>。この渡辺氏の見解を踏まえて考えると、丞相の行政面の職責は法に基づいて極めて組織的に運営されるのに対して、礼制面ではあくまでも天子の名代としての丞相個人に帰属する、その人格を媒介としなければ行おうことのできない職責であったと理解できる。この点を踏まえて、丞相司直と丞相長史の関係について、一步踏み込んで考えてみたい。

『漢書』巻五九 張湯伝に、武帝期の丞相莊青翟のこととして、

會たま人の盗みて孝文の園の瘞錢を發く有り。丞相（莊）青翟朝するに、（張）湯と俱に謝せんと約す。前に至るや、湯念ふに獨り丞相四時を以て園を行る。當に謝すべし。湯與る無きなり、と。謝せず。丞相謝するに、上御史をして其の事を案ぜしむ。湯其の文を丞相の見知るに致さんと欲せば、丞相之を患ふ。三長史皆湯を害して、之を陥れんと欲す。始め、長史朱買臣素より湯を怨む。語其の傳に在り。王朝、齊人なり。術を以て右内史に至る。邊通短長を學び、剛暴の人なり。官濟南相に至る。故比湯の右に居るも、已にして官を失し、長史に守たり。體を湯に誣す。湯數しば丞相の事を行ふに、此の三長史の素より貴たるを知りて、常に之を陵折す。故に三長史謀を合して曰はく、始め湯君と與に謝せんことを約すに、已にして君を賣る。今君を劾するに宗廟の事を以てせんと欲するは、此れ君に代はらんと欲するのみ。吾湯の陰事を知る。吏をして湯の左田信等を捕らへ案ぜしむるに、湯且に請奏を爲さんと欲するに、信輒ち先づ之を知り、物を居きて富を致し、湯と之を分つと曰ふ。它の姦事に及ぶ。事の辭頗る聞す。……湯乃ち書を爲して謝して曰はく、湯尺寸の功無きに、刀筆の吏より起つ。陛下幸いに位三公に致すも、以て責を塞ぐこと無し。然して謀りて湯を陥る者は、三長史なり、と。遂に自殺す。

とあるように、張湯を恨む三名の丞相長史が丞相莊青翟とともに張湯を陥れるために、陰謀を巡らせている。十分な史料がないため、これ以上、丞相と丞相長史との関係について詳しく論じることができないが、この記事は丞相長史が丞相にとって、親近な存在となり得ることを示すものである。それに対して、丞相と丞相司直との間には、職務上の関係を除いて、個人的・人格的關係を示唆する記事は管見の及ぶ限り見られない。この点を踏まえて考えると、丞相長史は丞相司直と比べて、丞相の名代として、より丞相と緊密に連携して職務を遂行していたといえるであろう。

他方、丞相司直は千石の丞相長史と比べて、二千石あるいは比二千石と高い官秩を与えられている。これは丞相の人格を媒介とせず、独自の活動を行うためと考えると理解できる。すなわち、丞相の人格的要素から離れた、法制で規定される官秩上の高い位置づけを担保とし、それによって、その職務を遂行していたと考えられるのである。そして、その監察・弾劾が律令の規定に基づいて行われていたことを考えると、それを可能にしたのは、百官の行政執行に対する監察という、法に基づいて、組織だった運営を可能とする領域で、その職責を担っていたためだと考えられるが、この点についてはさまざまな角度からさらに検証する必要がある。

### 註

- 1 櫻井芳朗「御史制度の形成(上)・(下)」『東洋学報』第三卷第一・三号、一九三六年、芮和蒸「西漢時代の御史中丞(上)・(下)」『大陸雜誌史学叢書』第一輯第四冊、一九五〇年)、陳世材『兩漢監察制度研究』(台湾商務印書館、一九六八年)等、参照。
- 2 例えば、櫻井芳朗氏は中央監察官たる御史中丞・侍御史、及び地方監察官たる刺史によって構成された制度こそ「真に御史制度と呼び得る」とし、「御史中丞を中心とする御史制度成立の時期を武帝の末年に置きたい」とされている(註1櫻井氏前掲論文「御史制度の形成(上)」一四九頁、参照)。
- 3 王勇華『秦漢における監察制度の研究』(朋友書店、二〇〇四年所収)、参照。その

他、丞相司直を取り上げた先行研究として、邱永明『中国古代監察制度史』(上海人民出版社、二〇〇六年、初刊は一九九二年)、李小樹『秦漢魏晉南北朝監察史綱』(社会科学文献出版社、二〇〇〇年)、南玉泉『兩漢御史中丞的設立及其与司直、司隸校尉的關係』(同『從封建到帝國的礼法嬗變——先秦兩漢法律史論集』)、中国政法大学出版社、二〇二〇年所収)等、参照。

4 王勇華「丞相司直に関する一考察」(註3王氏前掲書所収、初出は二〇〇二年、参照)。

5 王勇華氏は、行政監察権について、「監察専従者が法的な根拠によって主に行政執行過程における違法行為を糾弾し、取り締まり、法的責任を問うなどの職務を遂行する」権限であると定義する(註4王氏前掲論文九五頁、参照)。

6 拙稿「前漢における中央監察の実態——武帝期における整備を中心として」『東洋学報』第八八卷第一号、二〇〇六年)、参照。

7 拙稿「前漢後半期における御史制度の展開」『九州大学東洋史論集』第五〇号、二〇一三年掲載予定)、参照。

8 このことについては、つとに、清朝考証学者の趙翼により、『廿二史劄記』「災異策免三公」の條にて、言及されている。

9 影山輝国「漢代における災異と政治——宰相の災異責任を中心に」『史学雑誌』第九〇編第八号、一九八一年)五二頁、参照。なお、西嶋定生氏も「丞相の職務は陰陽を調和することが主務となる」とされている(西嶋定生『秦漢帝國』講談社、一九九七年)三四四頁、参照)。

10 櫻井芳朗「秦漢時代」(和田清編『支那官制發達史——特に中央集権と地方分権との消長を中心として』(影印版)汲古書院、一九七三年所収、初刊は一九四二年)、勞榘「論漢代的内朝与外朝」(同『勞榘學術論文集 甲編 上册』芸文印書館、一九七六年所収)、西嶋定生「武帝の死——『塩鉄論』の政治史的背景」(同『中国古代国家と東アジア世界』、東京大学出版会、一九八三年、初出は一九六五年)等、参照。

11 祝総斌『兩漢魏晉南北朝宰相制度研究』(中国社会科学出版社、一九九〇年)、富田健之「内朝と外朝——漢朝政治構造の基礎的考察」、『新潟大学教育学部紀要(人文・社会科学編)』第二七卷第一号、一九八六年)、同「前漢後期における尚書体制の展開

とそれをめぐる諸問題―中書宦官・三公制形成・王莽政権―(『東アジア―歴史と文化』第七号、一九九八年)、同『前漢武帝期の側近政治と『公卿』』、『新潟大学教育人間科学部紀要(人文・社会科学編)』第八卷第一号、二〇〇五年)、渡邊将智『『三公形骸化説』の再検討―『昌言』法誡篇の解釈をめぐって―』(同『後漢政治制度の研究』、早稲田大学出版部、二〇一四年所収)等、参照。

12 下倉涉『『三公』の政治的地位について』、『集刊東洋学』第七十八号、一九九七年、参照。

13 註9西嶋氏前掲書二四四頁、参照。

14 註11祝氏前掲書三二頁、参照。

15 『六條詔條(六條問事)』については、『漢書』卷一九上 百官公卿表上 監御史の條に付された顔師古注に、『漢官典職儀に云はく、刺史班宣し、郡國を周行し、治状を省察す。能否を黜陟し、冤獄を斷治するに、六條を以て事を問ひ、條の問ふ所に非ざれば、即ち省みず。一條、強宗豪右の田宅 制を踰へ、強を以て弱を凌ぎ、衆を以て寡を暴ぐ。二條、二千石の詔書を奉じ典制に遵承せず、公に倍き私に向かひ、詔を旁にして利を守り、百姓を侵漁し、聚斂して姦を爲す。三條、二千石の疑獄を卹れず、人を殺すを風厲し、怒れば則ち刑に任せ、喜べば則ち賞を淫にし、煩擾刻暴にして、黎元を剝截し、百姓の疾む所と爲り、山崩れ石裂くれば、祲祥もて訛言す。四條、二千石の選置平らかならず、愛する所に苟阿し、賢を蔽ひ頑を寵す。五條、二千石の子弟の榮勢に恃估し、監する所より請託す。六條、二千石の公に違ひ下比し、豪強に阿附し、貨賂を通行し、正令を割損するなり」とある。

16 『漢書』卷五 景帝紀 前元(前一五六)年の條に、秋七月の詔として、「秋七月、詔して曰はく、吏の監臨する所に受くるに、飲食を以て免ぜらるるは、重く、財物を受けて、賤く買ひ貴く賣るは、論輕し。廷尉 丞相と與に更めて議し令に著けよ、と。廷尉信 謹みて丞相と議して曰はく、吏及び諸もの有秩 其の官屬の監する所・治する所・行する所・將いる所に受け、其の飲食を與へらるるは計りて費を償ひ、論ずる勿かれ。它の物、若しくは買ふに故に賤くし、賣るに故に貴くするは、皆臧に坐して盜と爲し、臧を縣官に没入せん。吏の遷徙免罷せらるるに、其の故の官屬の將・監・治する所の送る財物を受くるは、爵を奪ひて士伍と爲し、之を免ぜん。爵無きは、罰

金一斤、受くる所を没入せしめん。能く捕へ告すること有れば、其の受くる所の臧を界へん、と」とある。なお、『事例5・7』はただ「姦利」と記載され、詳細に追究することができないが、上の景帝紀の記事に見られるように、不正に財物を取得ることが広く「臧(贓)」と規定されていることから考えると、律令の規定によって処理し得る事案と考えられる。

17 『漢書』卷一七 景武昭宣元成功臣表 新時侯趙弟の項によると、新時侯趙弟は「鞠獄不實」として処断されている。ここに付された晉灼の注に、「晉灼 曰はく、律說罪より出だすは故縱と爲し、罪に入るは故不直と爲す」とあり、「鞠獄不實」について説明するなかで、「故縱・故不直」を挙げている。よって、「鞠獄不實」は、「故縱・不直」を合わせた総称として捉えられる。なお、張家山漢簡『二年律令』具律第九三簡には鞠獄に関する罪として、「鞠鞠獄するに故縱・不直する、及び診・報するに辟けて故に審を窮めざる者は、死罪は、左止(趾)斬して城旦と爲し、它は各おの其の罪を以て之を論す」とある。「故縱」とは故意に無罪にすること、「不直」は量刑を故意に増減することであると考えられる(富谷至編『江陵張家山二四七號墓出土漢律令の研究 訳注篇』、朋友書店、二〇〇六年、参照)。

18 『漢書』卷一八 外戚恩澤侯表 平丘侯王遷の項に、「地節一(前六八)年、尚書を平するに聽請して臧六百萬を受くるに坐して、自殺す」とある。この條に関する注で、如淳と顔師古は、「如淳 曰はく、律、諸そ人の爲に吏に請求するに法を枉ぐるを以てし、而して事 已に行はれ、聽行を爲すは、皆司寇と爲す。師古曰はく、人の私に請求する有りて、之を聽受す、と」とあるように、律を挙げて説明している。

19 前掲註16、参照。

20 水間大輔『漢律令『大不敬』考』、『中央学院大学法学論叢』第三三卷第一号、二〇二〇年)、同『漢律令『不敬』考』、『中央学院大学法学論叢』第三四卷第一号、二〇二〇年)、参照。

21 安作璋・熊鉄基『秦漢官制史稿』(齊魯書社、二〇〇七年、初刊は一九八四年)三五頁、参照。

22 註4王氏前掲論文、参照。

23 王勇華氏は、丞相長史が丞相のもとで礼制に関わる事案の監察を行い、礼制秩序の

- 維持に関わっていたとする筆者の見解をうけて(註6前掲拙稿、参照)、丞相長史の職掌について論じ、丞相府内にて下級機関の行政執行状況に対する評価・監督・督促・訓戒及び人事考課等、行政監督権を執行するものであり、行政を正確に執行することにも、その下属の機関の正常な運営を促すことによってその効率を高める、「予防性監督」、すなわち、行政的な職能に属すると位置づけている(王勇華「西漢中央監察体制再考」『中国史学』第二四卷、二〇一四年)、参照。そのなかで、丞相長史も関わる「盜賊を督」した事案の「雑治」についてそれが行政執行権によるものであり、それも「予防性監督」であると主張している。しかし、このように捉えると、「侍御史」が「雑治」に関わる「事案二」・「事案三」は前漢武帝期以降、行政と監察が分化していったと主張する王氏の見解と矛盾することになる。
- 24 註23 王氏前掲論文、参照。
- 25 漢代における朝議については、永田英正『漢代の集議について』(同『漢代史研究』汲古書院、二〇一八年所収、初出は一九七二年)、渡辺信一郎『朝政の構造―中国古代国家の会議と朝政―』(同『天空の玉座―中国古代帝国の朝政と儀礼―』柏書房、一九九六年所収)、廖伯源『秦漢朝廷之論議制度』(同『秦漢史論叢(増訂本)』中華書局、二〇〇八年所収)、等、参照。
- 26 註25 渡辺氏前掲論文、参照。
- 27 註25 渡辺氏前掲論文三二頁、参照。
- 28 大庭脩『漢王朝の支配機構』(同『秦漢法制史の研究』、創文社、一九八二年所収、初出は一九七〇年)四七〜四八頁、参照。
- 29 註25 渡辺氏前掲論文、参照。
- 30 註25 渡辺氏前掲論文、参照。
- 31 『漢書』卷一九上 百官公卿表上 丞相の條に、「相國・丞相、皆秦官、金印紫綬、天子に承たりて萬機を助理するを掌る。秦に左右有り。高帝位に即くに、一丞相を置く。十一(前一九六)年名を相國に更め、綬綬たり。孝惠・高后左右丞相を置き、文帝二(前一七八)年復た一丞相を置く。兩長史有り、秩千石たり」とある。百官公卿表では長官の次に次官が記載されるのが通例であり、しかも、註21安・熊尚氏前掲書によると、丞相司直が設置される前には、丞相府内で一番官秩が高い官は丞相長史であった。

- た。これらの点をあわせ考えると、丞相長史は丞相府の次官であったと考えられる。
- 32 伊藤徳男氏は、前漢末期成帝期に、三公制が成立する前には、丞相・御史大夫を指して「三公」と称したとされている(伊藤徳男『前漢の三公について』『歴史』第八輯、一九五四年)、参照。
- 33 註9 西嶋定生前掲書・影山前掲論文等、参照。
- 34 前漢後半期の丞相が「殿最を放棄したとする見解について、紙屋正和氏は、この『漢書』卷七四 丙吉伝の記事で、「威竟らば丞相 其の殿最を課し、賞罰を奏行するのみ」と明確に述べられていることを指摘し、疑義を呈されている(紙屋正和『前漢後半期における中央政界と郡・国』(同『漢時代における郡県制の展開』、朋友書店、二〇〇九年所収、初出は一九九一年)三三九〜三四〇頁・三五七頁註(68)、参照。
- 35 註12 下倉氏前掲論文、参照。
- 36 佐藤達郎『後漢末の弓矢乱射事件と応劾の刑罰議論』(同『漢六朝時代の制度と文化・社会』、京都大学学術出版会、二〇二二年所収、初出は二〇一三年)、参照。
- 37 註12 下倉氏前掲論文一四頁、参照。
- 38 註12 下倉氏前掲論文一三頁、参照。
- 39 渡辺信一郎『中華帝国・律令法・礼的秩序』(川北稔・鈴木正幸編『シンポジウム歴史学と現在』、柏書房、一九九五年所収)一五七〜一五八頁、参照。
- 40 渡辺信一郎『天下観念と中国における古典的国制の成立』(同『中国古代の王権と天下秩序―日中比較史の視点から―』、校倉書房、二〇〇三年所収、初出は二〇〇二年、参照。
- 41 拙稿『前漢における丞相司直の設置について―丞相制の展開と関連して―』(九州大学東洋史論集』第二四号、二〇〇六年)、参照。
- 42 註12 下倉氏前掲論文一四頁、参照。
- 43 註39 渡辺氏前掲論文一六九〜一七〇頁、参照。
- 【附記】本稿は令和四年度文部科学省科学研究費補助金(基盤研究(C)・20K01024)「中国古代官制秩序の形成―前漢劉邦集團の構造との関連から―」による研究成果の一部である。